

年金定期預金

平成24年6月27日現在

商品名（愛称）	・年金定期預金
販売対象	・厚生年金・国民年金及び共済年金等公的年金を当金庫の預金口座で受取っている方、もしくは当金庫の預金口座を年金振込指定先として「裁定請求書」または「各種年金受給権者支払機関変更届」に当金庫の証明印を押捺し年金事務所等へ提出いただいた方。 ・預入期間を通じて継続して当金庫に振込指定をしている方
期間	・定型方式…1年 ・自動継続（元金継続）の取扱いができます。（満期時に年金のお受取りを当金庫でされていない場合はスーパー定期の店頭金利にて自動継続されます）
取扱期間	・期間限定商品ですので店頭にてご確認ください
預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位 (4)預入限度額	・一括預入 ・スーパー定期…1万円以上300万円以内 ・1円単位 ・お1人300万円以内
払戻方法	・満期日以後に一括してお支払いします。
利息 (1)適用金利 (2)計算方法	・固定金利 ・自由金利定期預金（スーパー定期預金M型）1年ものの店頭表示利率に0.30%上乘せします。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税金	・個人の利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります（ただし、マル優を利用の場合は除きます）。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
取扱店舗	・（原則）年金受取口座をお持ちの店舗
付加できる 特約事項	・マル優の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合、 6ヶ月未満 普通預金利率、6ヶ月以上 約定利率の50%、
金利情報の入手方法	・金利は窓口へご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（9時～17時、電話：0880-34-2121）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん 相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、お支払日における普通預金利率により計算します。 ・総合口座取引又は担保定期預金とすることはできません。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保険の対象となります。（当金庫に同一名義で複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）